

健生発 0418 第 7 号
令和 5 年 4 月 18 日

公益社団法人 日本看護協会会長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公印省略)

令和 6 年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の協力依頼について

健康行政の推進については、平素より御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

喫煙が健康に与える影響は大きく、また、受動喫煙の危険性やニコチンの依存性も踏まえると、喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない健康問題となっていることから、生活習慣病を予防する上でたばこ対策は重要な課題になっています。

世界保健機関（WHO）は、昭和 45 年にたばこ対策に関する初の世界保健総会決議を行い、平成元年には 5 月 31 日を「世界禁煙デー」と定め、喫煙しないことが一般的な社会習慣となることを目指した「たばこか健康かに関する活動計画」を開始しました。厚生労働省においても、平成 4 年から、世界禁煙デーに始まる 1 週間を「禁煙週間」として定め、各種の施策を講じてきたところです。

令和 6 年度 4 月から開始している「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本 21（第三次））」においては、喫煙による健康影響のうち、COPD（慢性閉塞性肺疾患）対策として、新たに「COPD の死亡率の減少」を目標とし、引き続き認知度の向上を行うこと等が重要であることとしております。また、受動喫煙防止については、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づき、様々な対策を講じている中、「健康日本 21（第三次）」においては、「望まない受動喫煙のない社会の実現」を目標に掲げ、引き続き受動喫煙対策を推進していくこととしております。

これらを踏まえ令和 6 年度は、喫煙や受動喫煙による健康影響の一層の周知啓発が必要であることから、「たばこの健康影響を知ろう！～たばこと COPD の関係性～」を禁煙週間のテーマとし、禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発を積極的に行うものです。

ついては、貴会においても、「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の趣旨を御理解の上、貴管内関係団体への周知及び別途送付するポスターの掲示などについて御協力をお願いします。



令和6年度「禁煙週間」実施要綱

1 名称

令和6年度「禁煙週間」

2 趣旨

喫煙が健康に与える影響は大きく、また、受動喫煙の危険性やニコチンの依存性も踏まえると、喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない健康問題となっていることから、生活習慣病を予防する上でたばこ対策は重要な課題である。

世界保健機関（WHO）は、昭和45年にたばこ対策に関する初の世界保健総会決議を行い、平成元年には5月31日を「世界禁煙デー」と定め、喫煙しないことが一般的な社会習慣となることを目指した「たばこか健康かに関する活動計画」を開始した。厚生労働省においても、平成4年から、世界禁煙デーに始まる1週間を「禁煙週間」として定め、各種の施策を講じてきたところである。

令和6年度4月から開始している「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次））」においては、喫煙による健康影響のうち、COPD（慢性閉塞性肺疾患）対策として、新たに「COPDの死亡率の減少」を目標とし、引き続き認知度の向上を行うこと等が重要であることとしている。また、受動喫煙防止については、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、様々な対策を講じている中、「健康日本21（第三次）」においては、「望まない受動喫煙のない社会の実現」を目標に掲げ、引き続き受動喫煙対策を推進していくこととしている。

これらを踏まえ令和6年度は、喫煙や受動喫煙による健康影響の一層の周知啓発が必要であることから、「たばこの健康影響を知ろう！～たばことCOPDの関係性～」を禁煙週間のテーマとし、禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発を積極的に行うものである。

3 禁煙週間のテーマ

「たばこの健康影響を知ろう！～たばことCOPDの関係性～」

4 期間

令和6年5月31日（金）から令和6年6月6日（木）まで

5 主唱（予定）

厚生労働省、（公社）日本医師会、（公社）日本歯科医師会、（公社）日本薬剤師会、（公社）日本看護協会

6 禁煙週間に係る取組の実施

（1）厚生労働省における取組

厚生労働省、施設等機関及び地方支分部局は、たばこ対策関係省庁と連携し、次の事業を実施し、喫煙の危険性や禁煙の重要性等について、国民一人一人が身近な問題として捉え、継続して取り組めるようにたばこ対策の推進を図る。

ア たばこと健康に関する正しい知識の普及

- ・厚生労働省ホームページ等における世界禁煙デー及び禁煙週間の情報提供

- ・本週間用ポスターの作成、配布及び掲示
 - ・関係省庁や関係機関等に対し、本週間用ポスターの掲示の要請
 - ・世界禁煙デー記念イベントの開催（東京）
- イ 公共の場・職場における受動喫煙対策
- ・関係機関等を通じ、公共の場・職場における受動喫煙対策の取組を推進
 - ・関係省庁や関係機関等に対し、施設内における受動喫煙対策の実施について協力を要請

(2) 地方自治体における取組

都道府県及び市町村（特別区を含む。）は、次のような事業の実施を図り、地域におけるたばこ対策の推進を図る。

なお、事業の実施に当たっては、地域の保健医療関係者等と積極的に連携を図るものとする。

- ア たばこと健康に関する正しい知識の普及
- ・テレビ、ラジオ、広報誌等による広報活動の実施
 - ・本週間用ポスターの配布及び掲示
（ポスターの掲示については、20歳未満の喫煙防止や受動喫煙防止に効果的な場所を選ぶなどの配慮をすること。）
 - ・シンポジウム、講演会、パネル展示会等の開催
 - ・禁煙シール等の配布、公用車等への貼付による普及啓発
- イ 20歳未満の者の喫煙防止対策
- ・児童・生徒を対象としたたばこの健康への影響に関する知識についての講習会等の実施
- ウ 公共の場・職場における受動喫煙防止対策
- ・庁舎内における受動喫煙対策の取組の徹底（庁舎内全面禁煙等）
 - ・関係機関を通じ、公共の場・職場における受動喫煙対策の取組の推進
 - ・管内公共施設等の分煙状況調査及び結果を基にした訪問指導の実施
- エ 禁煙支援
- ・保健所、市町村保健センターにおける喫煙者への禁煙相談、禁煙指導の実施
 - ・医療保険者の保健事業実施担当者、事業所の安全衛生担当者等の協力を得て、職場における喫煙者への禁煙相談、禁煙指導の実施（健診会場での実施等）
 - ・禁煙普及員の養成及び周知